

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2016年2月23日

**【会社名】** 株式会社資生堂

**【英訳名】** Shiseido Company, Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 魚谷雅彦  
執行役員社長 兼 CEO

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座七丁目5番5号

**【電話番号】** 03(3572)5111

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 堂園正樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区東新橋一丁目6番2号

**【電話番号】** 03(6218)5490

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 堂園正樹

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 175,965,300円  
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 176,039,500円  
(注) 1 本募集は2015年6月23日開催の当社定時株主総会決議及び、2016年2月23日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込額です。  
3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券】

## (1) 【募集の条件】

発行数	2,100個(新株予約権1個につき100株)(注) (注) 上記総数は、2015年6月23日開催の当社定時株主総会及び2016年2月23日開催の当社取締役会において決議された上限個数であり、2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込により742個になります。また、上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
発行価額の総額	金175,965,300円 (注) 2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込額です。
発行価格	<p>発行価格は、以下の算式及び(1)から(10)の基礎数値に基づき、Hull-White型の修正二項モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。</p> <p>株価ツリーの生成</p> <p>オプションの発行日～満期日の間(<math>T</math>)を、<math>N</math>個の微細な期間(<math>t = T/N</math>)に分割し、各々の時点<math>i</math> (<math>0 \leq i &lt; N</math>)における株価を<math>S_{i,j}</math>としたとき、次の時点<math>i+1</math>で成立する2つの株価(<math>S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}</math>)を次の式により求める。</p> $S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \qquad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$ <p>ここで、<math>u, d</math>は上昇率・下落率で、ボラティリティを <math>\sigma</math> とすると、</p> $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \qquad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>で表される。</p> <p>オプション価値の算定</p> <p>で生成した株価ツリーをもとに、次の式により、<math>i=N</math>時点から遡り、<math>i=0</math>時点の価値<math>f_{00}</math>を求める。</p> <p><math>i = N</math>の場合</p> $f_{N,j} = \max(S_{N,j} - K, 0)$ <p><math>0 \leq i &lt; N - 1</math>の場合</p> <p><math>i = t</math>の場合(権利行使期間中)</p> <p><math>S_{i,j} \geq KM</math>の場合</p> $f_{i,j} = S_{i,j} - K$ <p><math>S_{i,j} &lt; KM</math>の場合</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}] + \lambda\Delta t \max(S_{i,j} - K, 0)$ <p><math>i = t &lt; N</math>の場合(権利確定期間中)</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}]$ <p>ここで、<math>p</math>はリスク中立確率と呼ばれ、下記の式で表される。</p> $p = \frac{e^{(r-b)\Delta t} - d}{u - d}$ <p>オプション価値<math>f_{00}</math>を求めるのに必要となるパラメータは次のようになる。</p> <p>(1) オプションの発行日の株価：2016年3月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合には、前日の終値)</p>

	<p>(2) オプションの行使価格(<math>K</math>): 1円</p> <p>(3) オプション期間(<math>T</math>): 14.9年(5,448/365日)</p> <p>(4) 権利確定期間( ): 2.4年(884/365日)</p> <p>(5) ボラティリティ( ): オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>(6) リスクフリーレート(<math>r</math>): 残存期間がオプション期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り(<math>b</math>): 1株あたりの配当金(2015年12月期の配当実績)÷オプションの発行日の株価</p> <p>(8) 離職率( ): ストック・オプション会計基準および適用指針に基づき0とする</p> <p>(9) 行使倍率(<math>M</math>): 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定</p> <p>(10) ステップ数(<math>N</math>): 十分に収束する値</p> <p>(注) 2016年3月30日に決定する予定です。</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2016年3月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社資生堂 リーガル・ガバナンス部
払込期日	2018年8月31日
割当日	2016年3月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀座支店

(注) 1 本新株予約権証券の発行については、2015年6月23日開催の当社定時株主総会決議及び2016年2月23日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしています。

2 申込みの方法

申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申し込みをすることにより行うものとします。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者に対して割り当てられるものです。

4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

割当対象者	人数	新株予約権の発行数
当社の社外取締役を除く取締役	3名	600個
当社または当社の完全子会社の執行役員	13名	1,300個
2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者	2名	200個
合計	18名	2,100個

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的となる株式の総数は210,000株とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金176,039,500円 (注) 2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株あたりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とします。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	2018年9月1日から2031年2月28日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社資生堂 財務部 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 銀座支店(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではありません。 2 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができません。 3 募集新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り募集新株予約権を承継することができます。ただし、再承継はできません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する募集新株予約権のすべてを無償で取得することができます。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）については、新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p>

(注) 1 本新株予約権証券の発行については、2015年6月23日開催の当社定時株主総会及び2016年2月23日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしています。上記総数は、その際において決議された上限株数であり、2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込によると74,200株になります。なお、当社が、株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

## 2 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとします。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額（以下、「払込金」といいます。）を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）に当社の指定する日時まで振込みするものとします。

- 3 新株予約権の行使の効力発生時期等  
募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記2(2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとします。
- 4 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- 5 本新株予約権の目的である株式は振替株式であり、当該振替株式について社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
176,039,500(注)1、3	1,800,000(注)2	174,239,500

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、上記金額は2016年2月18日の時価を基礎として算出された見込額です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者(以下、併せて付与対象者という。)に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を主たる目的としていません。

なお当社は、「募集新株予約権を行使することができる期間の初日の前日」を募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日(以下、払込期日という。)として定めています。当社は付与対象者に対し、割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額(新株予約権1個当たりの払込金額に、割り当てられた募集新株予約権のうち払込期日において権利行使が可能であるものの個数を乗じた金額)に相当する金銭報酬を支給し、付与対象者は、払込期日に、2016年2月23日の当社取締役会において募集新株予約権を引き受けかつ募集新株予約権の払込金額と相殺することを条件に職務執行の対価として新株予約権者に与えられることが決議された新株予約権者の報酬債権(新株予約権1個当たりの払込金額に、割り当てられた募集新株予約権のうち払込期日において権利行使が可能であるものの個数を乗じた金額に相当する。)をもって相殺することを申し出るものとし、当社は、付与対象者が当該申し出を行った場合、当該相殺による払込みを承諾するものとします。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、付与対象者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。従って、手取金は、運転資金等に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 当社の社外取締役を除く取締役

###### a. 割当予定先の概要

氏名	当社の社外取締役を除く取締役3名(注)
住所	(注)
職業の内容	当社の社外取締役を除く取締役

###### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の社外取締役を除く取締役3名は、合計で当社普通株式21,000株を保有しております。
人事関係	当社の社外取締役を除く取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

##### (2) 当社または当社の完全子会社の執行役員

###### a. 割当予定先の概要

氏名	当社または当社の完全子会社の執行役員13名(注)
住所	(注)
職業の内容	当社または当社の完全子会社の執行役員

###### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社または当社の完全子会社の執行役員13名のうち10名は、合計で当社普通株式24,200株を保有しております。
人事関係	当社または当社の完全子会社の執行役員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

##### (3) 2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者

###### a. 割当予定先の概要

氏名	2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名(注)
住所	(注)
職業の内容	当社顧問

###### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社顧問です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

##### (4) 2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者

###### a. 割当予定先の概要

氏名	2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名(注)
住所	(注)
職業の内容	2016年1月1日付退任



## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名は、当社普通株式を保有していません。
人事関係	2016年1月1日付退任でした。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者が、2015年度において当社の業績拡大及び企業価値向上に資することを目的としてストック・オプションを付与するものであるため、個別の氏名・住所の記載は、省略させていただいております。

2. 本新株予約権は、業績連動報酬であり、2015年度(自2015年4月1日 至2015年12月31日)の業績と個人考課に応じて支給される「年次賞与」と、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストック・オプションで構成されております。2015年度に基づく業績連動報酬としての株式報酬のため、実際の割当は2015年度終了後となっております。

## c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、業績連動報酬であり、2015年度(自2015年4月1日 至2015年12月31日)の業績と個人考課に応じて支給される「年次賞与」と、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストック・オプションで構成されております。そのため、当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者が、2015年度において当社の業績拡大及び企業価値向上に資することを目的として付与するものであります。当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者に新株予約権を付与することにより、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与すると考え選定しました。

## d. 割当てようとする株式の数

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 当社の社外取締役を除く取締役3名              | 60,000株  |
| (2) 当社または当社の完全子会社の執行役員13名         | 130,000株 |
| (3) 2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名 | 10,000株  |
| (4) 2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者1名 | 10,000株  |

## e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において継続保有の取り決めはございません。

## f. 払込みを要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。

## g. 割当予定先の実態

当社では、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人および団体とは関係をもたないこと、このような個人および団体からの金品や役務の求めには一切応じないこと」を「倫理行動基準」において宣言しております。コンプライアンス部に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上での対応マニュアルの整備等を行っています。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。そのような中、当然の事ではありますが、当社の社外取締役を除く取締役、当社または当社の完全子会社の執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者は、反社会的勢力と一切の関係がない旨を、本人から当社に対し役員現況表を提出させるなどして確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権と引換えに払込む金額は、第三者算定機関である株式会社大和総研（代表取締役社長：深井崇史、所在地：東京都江東区冬木15番6号）が確立した理論を基礎としており、実務で広く適用されているHull-White型の修正二項モデルにより、割当日の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には前日の終値）を用いて算定される募集新株予約権の公正価値を基に決定しております。このように、当該金額は、第三者機関により算定され決定されるため、特に有利な金額に該当しないと判断しております。

当社は、「募集新株予約権を行使することができる期間の初日の前日」を募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日（以下、払込み期日という。）として定めています。当社は付与対象者に対し、割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額（新株予約権1個当たりの払込金額に、割り当てられた募集新株予約権のうち払込み期日において権利行使が可能であるものの個数を乗じた金額）に相当する金銭報酬を支給し、付与対象者は、払込み期日に、2016年2月23日の当社取締役会において募集新株予約権を引き受けかつ募集新株予約権の払込金額と相殺することを条件に職務執行の対価として新株予約権者に与えられることが決議された新株予約権者の報酬債権（新株予約権1個当たりの払込金額に、割り当てられた募集新株予約権のうち払込み期日において権利行使が可能であるものの個数を乗じた金額に相当する。）をもって相殺することを申し出るものとし、当社は、付与対象者が当該申し出を行った場合、当該相殺による払込みを承諾するものとします。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は210,000株であり、2015年9月30日現在の当社発行済株式総数から自己保有株式を除いた399,078,500株式に対し0.05%（2015年9月30日現在の当社議決権個数3,986,819個に対しては0.05%）の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の取締役及び当社または当社の完全子会社執行役員及び2015年12月31日時点まで当社の執行役員であった者が、2015年度において当社の業績拡大及び企業価値の向上に資することを目的として付与するものであります。

当社の業績拡大及び企業価値が向上することは、既存株主の皆さまの利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	29,651	7.41	29,651	7.41
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島四丁目16番13号)	28,959	7.23	28,959	7.23
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	21,226	5.30	21,226	5.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,587	3.89	15,587	3.89
資生堂従業員自社株投資会	東京都中央区銀座七丁目5番5号	7,949	1.98	7,949	1.98

THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	6,390	1.59	6,390	1.59
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	5,934	1.48	5,934	1.48
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	5,615	1.40	5,615	1.40
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,600	1.40	5,600	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,227	1.30	5,227	1.30
計		132,131	33.03	132,131	33.03

(注) 1. 2015年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第115期（自2014年4月1日 至2015年3月31日） 2015年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第116期第1四半期（自2015年4月1日 至2015年6月30日） 2015年8月6日に関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第116期第2四半期（自2015年7月1日 至2015年9月30日） 2015年11月10日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2016年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年6月24日に関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2016年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2015年6月30日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2016年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2015年9月30日に関東財務局長に提出

#### 7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2016年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2015年12月28日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社資生堂 本店  
(東京都中央区銀座七丁目5番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。